

28 介護第 817 号
平成 28 年 6 月 16 日

指定（介護予防）訪問介護事業者 様
指定（介護予防）通所介護事業者 様

高知市介護保険課長 川 村 弘

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款変更等について（通知）

日頃は本市介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
本市では、平成 28 年 10 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。これに伴い、各事業者の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成が必要となりますので、下記のとおり通知いたします。

記

介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業者で総合事業のみなし指定を受けた事業者及び平成 28 年 10 月 1 日以降に総合事業の指定を受ける事業者は、事業開始までに定款に総合事業についての記載を追加し、運営規程も総合事業用に新たに作成をしてください。

1 定款の変更

みなし指定を受けた事業者で総合事業に関する事項を追加する場合には、高知市への届出は不要です。

(1) 定款記載例

- ① 「介護保険法に基づく第 1 号訪問事業者」
- ② 「介護保険法に基づく第 1 号通所事業者」
- ③ 「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

※ 「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」については、平成 30 年 3 月 31 日までは事業を実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

※ 定款変更記載例がすべての法人の定款に当てはまるわけではありません。定款変更の詳細については、各所轄庁にその変更について確認してください。

※ 社会福祉法人につきましては、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業に該当する老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンターに、第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業が含まれているため、既に定款に記載されている場合は変更する必要はありません。

2 運営規程の変更

運営規程を総合事業単独で作成する場合、または現在使用している運営規程へ総合事業に関する事項を追加する場合には、いずれも高知市への届出は不要です。ただし、営業時間の変更など、変更届の添付書類に運営規程を要する届出がある場合は、新しい運営規程を添付し、届出を行ってください。

(1) サービスの標記の記載例

- ① 「介護予防訪問介護」⇒「第 1 号訪問事業」

② 「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業」

※ 平成30年3月31日までは、介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような標記が想定されます。

ア 「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」

イ 「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護及び第1号通所事業」

(2) 規程中で引用する要綱等について

運営規程中に法令等を引用している場合、変更等が必要な標記について確認し、修正等を行ってください。

① 「市条例」を「市要綱」に変更

② 「介護予防サービス計画」を「介護予防サービス・支援計画」に変更

※ 「介護予防訪問介護計画」については、変更がありません。

※ 平成30年3月31日までは、介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような標記が想定されます。

ア 「市条例」を「市条例及び市要綱」に変更

イ 「介護予防サービス計画」を「介護予防サービス又は介護予防サービス・支援計画」に変更

3 契約書及び重要事項説明書

契約書及び重要事項説明書についても、総合事業用に作成し、新たに総合事業を利用する対象者に対しサービスを開始するまでに随時契約をしてください。平成28年10月1日以降に総合事業の指定を受ける事業者は、指定を受けてからサービスを開始するまでの間に対象者と契約することが必要です。

(1) サービスの表記の変更

「2 運営規程の変更」を参考に、現在の契約書及び重要事項説明書で使用されている表記を適切に変更してください。

(2) 契約の締結時期

利用者の現在の要支援認定期間中は、介護予防サービスの利用者となるため、次の要支援認定期間の開始時に総合事業の契約を締結してください。

要支援認定の更新時期は利用者ごとに異なるため、事業所は平成28年10月までに契約書のひな型を用意しておき、その後、認定更新をした利用者と契約を締結することになります。(平成28年10月1日付けで一斉に契約変更するものではありません。)

※ 契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。

(問合せ先) 高知市健康福祉部介護保険課 事業係

TEL 088-823-9972

FAX 088-824-8390